

証券コード 8938  
2022年6月9日

株 主 各 位

東京都港区赤坂一丁目12番32号  
グローム・ホールディングス株式会社  
代表取締役社長 宮 下 仁

## 第30回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申し上げます。

さて、当社第30回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご案内申し上げます。

新型コロナウイルスの感染は縮小とリバウンドを繰り返し、未だ終息が見えない状況です。この事態を受け、慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては、前回と同様に、適切な感染防止策を実施の上で、開催させていただくことといたしました。

来場される株主様への当社の対応については、次の通りを原則といたします。

- ・ご来場の際は、健康状態に充分ご留意いただき、マスクの着用をお願いいたします。
- ・会場にて受付をされる前に、検温（非接触型の体温計）にご協力いただくことがございます。発熱が確認された方、体調不良と見受けられる方には、運営スタッフからお声がけさせていただき、入場をお断りする場合があります。
- ・会場入り口において、アルコール消毒液のご使用等にご協力をお願いいたします。
- ・開会後において、体調不良と見受けられる方に、運営スタッフがお声がけする場合やご退場をお願いする場合があります。
- ・座席は40席に限らせていただき、十分な間隔を空けてお座りいただけるよう配置いたします。なお、万一40名以上が出席される場合には、先着順とさせていただきますので、ご容赦いただきますようお願いいたします。
- ・株主総会の議事は、例年よりも時間を短縮して行わせていただく予定です。
- ・ご来場の株主様からのご質問は、原則お一人あたり3問といたします。

なお、当日のご出席に代えて、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

[書面による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年6月24日（金曜日）午後6時までに到着するようご返送ください。

[インターネットによる議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト（アドレス<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、2022年6月24日（金曜日）午後6時までに、議案に対する賛否をご入力ください。

なお、インターネットによる議決権行使に際しましては、23頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいませようお願い申し上げます。

敬 具

## 記

1. 日 時 2022年6月27日（月曜日）午前10時
2. 会 場 東京都港区赤坂一丁目12番32号  
アーク森ビル37階「アークヒルズクラブ」  
（開催場所が昨年と異なります。ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違えのないようご注意ください。）

### 3. 会議の目的事項

- 報告事項
1. 第30期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
  2. 第30期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

報告事項の取り扱いについては、次頁の「第30回定時株主総会継続会の開催について」をご高覧ください。

### 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件  
第2号議案 定款一部変更の件  
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件  
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件  
第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件  
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。

## 第30回定時株主総会継続会の開催について

当社は、2022年6月27日開催の第30回定時株主総会（以下「本総会」といいます。）の目的事項のうち、報告事項「第30期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件」及び「第30期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件」（以下、併せて「第30期決算報告」といいます。）に関しまして、決算手続き、会計監査人の監査報告の受領等所要の手続き（以下「決算関連手続き」といいます。）を完了した後、本総会において株主の皆様にご報告する予定でございました。

しかしながら、当社は、2022年5月12日付け「特別調査委員会の設置及び2022年3月期決算発表の延期に関するお知らせ」にてお知らせしたとおり、当社連結子会社であるグローム・マネジメント株式会社におきまして、不適切な取引が行われていた可能性があることを把握し、当社と利害関係を有しない中立・公正な外部の弁護士及び公認会計士から構成される特別調査委員会を設置いたしました。

そして、当社としては、決算関連手続きにおいて、特別調査委員会による調査の結果を踏まえて、決算への影響の有無を確認する必要があると考えているところ、現在、特別調査委員会による調査を行っている状況であるため、決算関連手続きが完了しておりません。

以上のことから、当社は、本総会において第30期決算報告をご報告することを断念せざるを得ないものと判断いたしました。

これに伴い、当社は、会計監査報告の受領等所要の手続きを完了次第、速やかに本総会の継続会（以下「本継続会」といいます。）を開催し、本継続会で第30期決算報告をご報告するとともに、本継続会の日時及び場所の決定を取締役会にご一任願うことに関しまして、本総会において株主の皆様にお諮りする予定でございます。本総会において当該ご提案につきご承認いただきましたら、当社は、本継続会の開催ご通知を株主の皆様へ別途ご送付し、本継続会を開催させていただくことを予定しております。

また、第30期の事業報告、連結計算書類、計算書類、連結計算書類に係る会計監査報告、計算書類に係る会計監査報告、監査役会の監査報告は、本継続会の開催ご通知に添付し、株主の皆様にご提供いたします。従いまして、本総会の招集ご通知にはこれらの書面を添付しておりませんので、ご了承いただければと存じます。

なお、本継続会は、本総会の一部となりますので、本継続会にご出席いただく株主様は、本総会において議決権を行使できる株主様と同一となりますことを申し添えます。

株主の皆様には、多大なご迷惑、ご心配をおかけいたしますことを心からお詫び申し上げます。

以上

## 第30回定時株主総会におけるライブ配信について

本総会におきましては、株主の皆様の新型コロナウイルス感染症対策も念頭に安全及び利便性を考え、ご来場いただけない株主様もインターネット等を用いて遠隔地等から株主総会当日の議事進行の様子をご視聴いただくことが可能な「ハイブリッド参加型バーチャル株主総会」（以下、「本バーチャル株主総会」といいます。）を導入いたします。

参加を希望される場合は、下記事項をご確認くださいませようお願いいたします。

### 記

#### 1. 本バーチャル株主総会とは

- (1) ご来場になれない株主様がIDとパスワードによる株主確認を経て、「株主様専用ウェブサイト」で配信されるライブ中継動画を視聴するものです。

#### 2. 参加の手続き

- (1) 本バーチャル株主総会へ参加される株主様は、後記「3.」に記載のID（株主番号）とパスワードを後記「4.」の「株主様専用ウェブサイト」で入力してください。
- (2) 本バーチャル株主総会で参加される株主様は、会社法で定める出席には当たりませんので、本バーチャル株主総会を通して、当日の議決権行使や質問はできません。

従いまして、2022年6月24日（金曜日）午後6時までに到着するよう書面により議決権を行使していただくか、又は同日時までにインターネットにより議決権を行使していただきますようお願いいたします。

#### 3. IDおよびパスワード

ID 株主番号（議決権行使書用紙に記載の8桁の半角数字）

パスワード 郵便番号（株主様のご登録住所の郵便番号7桁の半角数字）

#### 4. 株主様専用ウェブサイト

アドレス <https://8938.ksoukai.jp>

## 5. その他

- (1) システム障害や通信環境等により映像や音声の乱れ、また一時中断などが発生する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- (2) 本バーチャル株主総会参加に要する通信機器類やインターネット接続料、通信費等の一切の費用は、株主様のご負担とさせていただきます。
- (3) 通信環境やシステム障害等により株主様が受けた不利益については、当社は一切責任を負いかねますので、ご了承ください。
- (4) 本バーチャル株主総会に参加いただけるのは、当社株主名簿（2022年3月31日現在）に記載された株主様のみとさせていただきます。当該株主様以外のご参加はご遠慮ください。
- (5) 本バーチャル株主総会につきましては、万全を期しておりますが通信環境の悪化やシステム障害等の不測の事態により参加できない場合があるほか、状況によっては中止することがありますので、あらかじめご承知おきください。
- (6) 万一何らかの事情により中継を行わない場合は、「株主様専用ウェブサイト」ページにてお知らせいたします。
- (7) 本バーチャル株主総会の配信画像の転用・転載は禁止いたします。

## 6. お問い合わせ先

本バーチャル株主総会に関して、お電話によるお問い合わせ先は以下の通りです。

グローム・ホールディングス株式会社 総務チーム 03-5545-8101

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は事業拡大による企業価値の向上を最重要課題の一つとして位置付けると共に、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題と考えています。

当社は、当社連結損益計算書における「親会社株主に帰属する当期純利益」の概ね15%に相当する金額を、期末配当として年1回、配当することを基本方針とします。この基本方針に基づき、当期の期末配当については、以下のとおりとします。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金6円 総額54,302,580円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月28日

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

(1) 当社は、コーポレートガバナンスの一層の充実という観点から、監査等委員会設置会社に移行いたします。

これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行います。

(2) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものです。

①株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第11条（電子提供措置等）第1項を新設するものです。

②株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第11条（電子提供措置等）第2項を新設するものです。

③株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第11条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものです。

④上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものです。なお、本附則は期日経過後に削除するものとします。

なお、本議案における定款変更については、本継続会が開催され、終結することを条件として、当該終結時をもって効力が発生するものとします。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則	第1章 総則
第1条～第4条（条文省略）	第1条～第4条（現行どおり）

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p>第 5 条～第 10 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第 11 条 当社は、株主総会の招集に際して、<u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>第 12 条～第 16 条 (条文省略)</p> <p>第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>第 17 条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p>第 5 条～第 10 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第 11 条 当社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</u></p> <p>2. <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</u></p> <p>第 12 条～第 16 条 (現行どおり)</p> <p>第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>第 17 条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の員数)</p> <p>第18条 当社の取締役は、10名以内とする。</p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役の員数)</p> <p>第18条 当社の取締役は、10名以内とする。</p> <p><u>2. 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p>
<p>(取締役の選任)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2.~3. (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役の選任)</p> <p>第19条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2.~3. (現行どおり)</p> <p><u>4. 補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>
<p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p><u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p><u>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第21条 当社は、取締役会の決議によって、<u>取締役の中から、代表取締役を選定する。</u></p> <p>2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。</p> <p>3. 取締役会は、その決議によって、<u>取締役の中から、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p>	<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第21条 当社は、取締役会の決議によって、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、代表取締役を選定する。</u></p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. 取締役会は、その決議によって、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p>
<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</p>	<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第22条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p>2. <u>前項にかかわらず、監査等委員会を選定する監査等委員が取締役会を招集したときは、当該監査等委員が議長となる。</u></p>
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第24条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第25条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項が可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第26条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>第27条 (条文省略)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第28条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>第24条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第25条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項が可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p>第26条 <u>取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>第28条 (現行第27条どおり)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬等は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第29条（条文省略）</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>第30条～第40条（条文省略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>	<p>第30条（現行第29条どおり）</p> <p>（削除）</p> <p>（削除）</p> <p>第5章 監査等委員会</p> <p>（監査等委員会の設置）</p> <p>第31条 当社は、監査等委員会を置く。</p> <p>（常勤監査等委員）</p> <p>第32条 監査等委員会はその決議により、 常勤監査等委員を選定する。</p> <p>（監査等委員会の招集権者および議長）</p> <p>第33条 監査等委員会は、各監査等委員が 招集し、あらかじめ監査等委員会で 定めた監査等委員が議長となる。</p> <p>（監査等委員会の招集通知）</p> <p>第34条 監査等委員会の招集通知は、各監 査等委員に対し、会日の3日前ま でに発する。ただし、緊急の場合 には、この期間を短縮することが できる。</p> <p>（監査等委員会の決議の方法）</p> <p>第35条 監査等委員会の決議は、議決に加 わることができる監査等委員の過 半数が出席し、その過半数をもっ て行う。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>第41条～第43条 (条文省略)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第44条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第7章 計算</p> <p>第45条～第48条 (条文省略)</p>	<p><u>(監査等委員会の議事録)</u></p> <p>第36条 <u>監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。</u></p> <p><u>(監査等委員会規程)</u></p> <p>第37条 <u>監査等委員会に関する事項については、法令または本定款のほか、監査等委員会の定める監査等委員会規程による。</u></p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>第38条～第40条 (現行第41条～第43条どおり)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第41条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第7章 計算</p> <p>第42条～第45条 (現行第45条～第48条どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>附則</p> <p>当社は、第27回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力発生以前の行為に関し、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>附則</p> <p>第1条 当社は、第30回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力発生以前の行為に関し、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</p> <p><u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u></p>
	<p>第2条 <u>定款第11条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び定款第11条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第11条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。</u></p> <p>3. <u>本条の規定は、2023年3月1日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（5名）は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案について同じ。）4名の選任をお願いいたします。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

取締役候補者は、次のとおりです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	宮下 仁 (1965年4月8日)	1988年4月 (株)富士銀行 (現 (株)みずほ銀行) 2004年2月 (株)ダヴィンチ・アドバイザーズ (現 (株)DAインベストメンツ) 2011年7月 グリーンオーク・インベストメント・ マネジメント(株) 2019年7月 当社 経営企画室長 2020年6月 当社 代表取締役社長 (現任) 2021年1月 グローム・ワークサポート(株) 代表取締役社長 (現任) 2022年5月 グローム・マネジメント(株) 代表取締役社長 (現任)	一株
2	※ 藤本 一郎 (1975年11月16日)	2001年10月 弁護士法人淀屋橋・山上合同 アソシ エイト (弁護士) 2006年9月 Squire Sanders (現 Squire Patton Boggs) ロサンゼルス事務所 (客員弁 護士) 2007年9月 上海兆辰匯垂律師事務所 (現 上海 上海瀾亭律師事務所) (客員弁 護士) 2009年4月 弁護士法人淀屋橋・山上合同 社員 (弁護士) 2012年9月 神戸大学法科大学院 非常勤講師 2014年11月 一般財団法人中辻創智社 理事 2015年2月 深圳鑫金浪電子有限公司 副董事長 2017年4月 弁護士法人創知法律事務所 代表社員 (弁護士) (現任) 2018年4月 同志社大学法科大学院 客員教授 2019年4月 扶和ドローン株式会社 監査役 2019年10月 当社社外取締役 (2020年6月迄) 2019年12月 株式会社アジアゲートホールディング ス 社外取締役 (監査等委員)	一株

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 の株式数
3	か 何 (1968年4月25日) せい 清	1993年5月 北京中之旅商務會議服務有限公司 最高財務責任者 1994年10月 北京外企航空服務有限公司 最高財務 責任者 2009年10月 北京北大青鳥有限責任公司副總裁 (現 任) 2017年4月 金山エネルギーグループ有限公司 執行董事 (現任) 2021年6月 当社 社外取締役 (現任)	一株
4	じょ ちゅう りょう 徐 柱 良 (1969年10月6日)	1991年4月 山西天成海洋エネルギー化学有限公司 2000年10月 山西GELAIMA科技有限公司 2009年1月 北大青鳥グループ副總裁 (現任) 2013年1月 金山エネルギーグループ有限公司 執行取締役 2017年12月 くにうみエナジー(株) 代表取締役 2018年4月 ワンアジア証券(株) 取締役 2019年10月 当社 社外取締役 (現任) 2020年3月 金山エネルギーグループ有限公司 執行董事兼董事局主席 (現任)	一株

- (注) 1. 各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。  
2. ※印は、新任の取締役候補者であります。  
3. 藤本一郎氏、何清氏、徐柱良氏は社外取締役候補者であります。  
取締役候補者の何清氏、徐柱良氏が当社の社外取締役として在任中に、当社の不適切な会計処理の可能性が判明いたしました。両氏は、当社の不適切な会計処理の可能性に関して、事前には認識しておりませんでした。日頃から当社の社外取締役としてコンプライアンス強化徹底の観点からの発言・提言を行ってまいりました。また、当該事実が判明した後においては、徹底した調査の要請、これまでの経験を活かした内部体制・コンプライアンス体制構築の提言・支援等を行っております。

4. 社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割は、以下のとおりであります。
  - (1) 藤本一郎氏は、社外役員への就任以外では会社の経営に関する豊富な経験、幅広い知見を有していますが、弁護士として、企業法務に関する豊富な経験、幅広い知見を有していることから、当社グループの法務及びコンプライアンス全般に対する有効な助言をいただけることを期待し、新たに社外取締役として選任をお願いするものであります。
  - (2) 何清氏は、企業財務及び企業経営者としての豊富な経験、幅広い知見を有していることから、経営全般に対する有効な助言をいただけるものと期待し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。
  - (3) 徐柱良氏は、海外における企業経営者としての豊富な経験、幅広い知見を有していることから、経営全般に対する有効な助言をいただけるものと期待し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。
5. 何清氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって13ヶ月となります。
6. 徐柱良氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって33ヶ月となります。
7. 各候補者の所有する当社の株式数は、本総会の基準日（2022年3月31日）現在の株式数を記載しております。
8. 藤本一郎氏、何清氏、徐柱良氏の選任が承認された場合には、当社は同氏らそれぞれとの間において、会社法第427条第1項、定款現行第29条第2項（第2号議案の効力発生後においては第30条第2項）の規定に基づき、会社法第423条第1項に規定する会社に対する損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該責任限定契約における損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。
9. 当社は、当社及びすべての当社子会社におけるすべての取締役、監査役を被保険者とした会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、保険料は全額当社が負担しております。上記取締役候補者が取締役に選任された場合には、当該契約の被保険者となります。当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が補填するものであり、1年毎に更新しております。次回更新時には同内容での更新を予定しております。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたします。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりです。

候補者番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	やま ぐち きみ あき 山口 公明 (1950年3月30日)	1973年4月 (株)第一勧業銀行 (現(株)みずほ銀行) 1991年8月 キダーピーボディ証券会社東京支店 投資銀行本部長 1995年2月 モルガングレンフェルジャパンリミ テッド東京支店 投資銀行本部長 2003年6月 GEコンシューマー・ファイナンス (株) 専務取締役 2005年2月 (株)新生銀行 (出向) (株)アプラス 代表取締役専務 2011年6月 (株)東京スター銀行 代表執行役副頭取 2016年6月 (株)アコーディアゴルフ 社外取締役 2016年6月 セントケアホールディングス(株) 社外取締役(現任) 2016年7月 (株)東横インホテル 企画開発 取締役 2020年6月 ワンアジア証券(株) 取締役会長 2020年6月 当社 取締役会長 2021年6月 当社 取締役(現任) 2022年5月 グローム・マネジメント(株) 監査役 (現任)	一株
2	どう の たつ ゆき 堂 野 達 之 (1971年8月17 日)	2000年4月 弁護士登録 三井・今井・池田 法律事務所 2003年6月 株式会社ロジコム 社外監査役 2007年1月 堂野法律事務所 パートナー 2017年1月 堂野法律事務所 所長(現任) 2019年10月 当社社外監査役(現任)	一株

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
3	まなべ えみこ 真鍋 恵美子 (1979年7月27日)	2003年10月 監査法人トーマツ東京事務所（現有限責任監査法人トーマツ）入所 2007年8月 公認会計士登録 2010年7月 公認会計真鍋恵美子事務所 2010年10月 税理士登録 2010年10月 税理士法人すばる会計（社員） 2019年6月 四国旅客鉄道株式会社 監査役	一株

- (注) 1 各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
- 2 堂野達之氏及び真鍋恵美子氏は、社外取締役候補者であります。
- 3 監査等委員である社外取締役候補者の選任理由及び期待する役割は以下のとおりであります。
- (1) 堂野達之氏は、弁護士として主に株主総会指導、M&A、コンプライアンス指導という企業活動の根幹に関わる分野でご活躍されてきており、弁護士としての高い見識から経営全般に対する監視と有効な助言をいただけるものと考え、監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、過去に会社経営の経験はございませんが、上記の理由により監査等委員である取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。なお、同氏は2003年6月26日から2012年6月27日及び2019年10月29日から2022年6月27日まで当社の社外監査役を務めております。また、当社経営者との特別な利害関係はないため、当社社外取締役としての独立性を保持していると評価しております。同氏は、本人及びその所属する法人等の団体との関係に鑑み、一般株主との間で利益相反が生じるおそれがないと判断しています。
- (2) 真鍋恵美子氏は、過去に会社経営の経験はございませんが、公認会計士及び税理士として、企業の会計・税務に関する分野でご活躍されてきており、豊富な専門的知識と経験から、当社の会計・税務全般に対する監視と有効な助言をいただけるものと考え、監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。
- 4 取締役候補者の堂野達之氏が当社の社外監査役として在任中に、当社の不適切な会計処理の可能性が判明いたしました。同氏は、当社の不適切な会計処理の可能性に関して、事前には認識しておりませんでした。日頃から当社の社外監査役としてコンプライアンス強化徹底の観点からの発言・提言を行ってまいりました。また、当該事実が判明した後においては、徹底した調査の要請、これまでの経験を活かした内部体制・コンプライアンス体制構築の提言・支援等を行ってまいりました。
- 5 各役員所有する当社の株式数は、当期末(2022年3月31日)現在の株式数を記載しております。
- 6 山口公明氏、堂野達之氏、真鍋恵美子氏の選任が承認された場合には、当社は同氏らそれぞれとの間において、会社法第427条第1項、定款現行第29条第2項（第2号議案の効力発生後においては第30条第2項）の規定に基づき、会社法第423条第1項に規定する会社に対する損害賠

償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該責任限定契約における損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

- 7 当社は、当社及びすべての当社子会社におけるすべての取締役及び監査役を被保険者とした会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、保険料は全額当社が負担しております。上記監査等委員である取締役候補者が選任された場合には、当該契約の被保険者となります。  
当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が補填するものであり、1年毎に更新しております。次回更新時には同内容での更新を予定しております。
- 8 当社は、堂野達之氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。本議案が原案どおり承認可決され、同氏が選任された場合には、当社は引き続き独立役員とする予定であります。また、真鍋恵美子氏につきましても、本議案が原案どおり承認可決され、選任された場合には、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

【ご参考】 第3号議案および第4号議案が承認された場合の役員体制及びスキルマトリックス

第3号議案および第4号議案が承認可決された場合、取締役会及び監査等委員会の構成ならびに各取締役の専門性は下記のとおりです。

なお、下記の一覧表は各取締役候補者の有するすべての知見・経験を表すものではなく、代表的と思われるスキル等のうち1つに○印をつけております。

候補者氏名		企業経営	法務・ コンプライアンス	財務・ 会計	グローバル
宮下 仁		○			
藤本 一郎		社外	○		
何 清		社外		○	
徐 柱良		社外			○
山口 公明	監査等委員		○		
堂野 達之	監査等委員	社外	○		
真鍋 恵美子	監査等委員	社外		○	

## 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行します。

当社の取締役の報酬額は、2019年10月29日開催の臨時株主総会において、年額150百万円以内（うち社外取締役分年額20百万円以内）及び当該報酬枠とは別に、2021年6月29日開催の第29回定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対するストック・オプションとしての新株予約権の報酬等を年額80百万円とご承認いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を定めることとし、年額60百万円以内（うち社外取締役分年額20百万円以内）とさせていただきますと存じます。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案し、取締役会は相当であるものと考えています。

当該報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

現在の取締役は5名（うち社外取締役2名）であるところ、本議案に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと、4名（うち社外取締役3名）となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

## 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行します。

つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を年額30百万円以内（うち社外取締役分年額15百万円以内）とさせていただきたいと存じます。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案して決定したものであり、取締役会は相当であるものと判断しています。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第2号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決されますと3名（うち社外取締役2名）となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

以上

# インターネット等による議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法

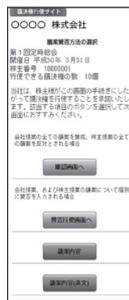
議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。  
再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

## ログインID・仮パスワードを入力する方法

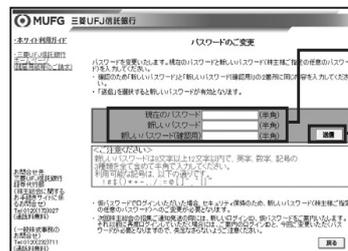
議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力  
「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録する。



「新しいパスワード」を入力  
「送信」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク  
0120-173-027  
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

## 株主総会会場ご案内図

東京都港区赤坂1丁目12番32号  
アーク森ビル37階「アークヒルズクラブ」  
電話 03-5562-4110（直通）



※アーク森ビルへの入館の際には、1階受付にて身分証明証（写真付き）をご提示の上、行先（37階アークヒルズクラブ）をお伝えして頂きますと入館証が発行されます。  
また、お帰りの際にはアークヒルズクラブ受付にて、入館証にサインが必要となりますのでご注意ください。

## 交通のご案内

### 〈交通〉

東京メトロ南北線	「六本木一丁目」駅	3番出口より徒歩約3分
東京メトロ銀座線	「溜池山王」駅	13番出口より徒歩約5分
都営バス	「赤坂アークヒルズ前」	新橋から約10分、下車後
都01系統新橋駅～渋谷駅		徒歩1分



見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。